

除籍資料の無償譲渡実施細則

(趣旨)

第1条 常に新鮮な資料情報を維持するためには、蔵書の更新が不可欠であり、そのために、除籍基準(別紙)をもうけ、蔵書の除籍・廃棄を行っている。資料の有効活用という意味では、図書館においては不用資料が、他の場において、資料として新たに活用されることを期待するものである。同時に、紙資源の有効利用、ゴミの減量、環境に対する配慮が大きな社会問題となっている状況を考慮しなければならない。図書館では廃棄処分の方法として、可能な限り再利用するべく努める。

この細則は、図書館の有効利用(再利用)を図ることを目的として、無償譲渡について必要な事項を定めるものである。

(無償譲渡の順位)

第2条 個人へ無償譲渡する資料は、除籍資料のうち、除籍資料の再利用に関する要綱第3条に定める登録団体へ無償譲渡した残りの資料とする。

(実施時期)

第3条 実施時期は、市民の参加しやすい時期に実施するものとし、各図書館長が決定する。

(開催場所)

第4条 開催場所は、各図書館の集会室等とする。

(無償譲渡資料の表示)

第5条 提供する除籍資料には、倉敷市図書館の除籍資料であることを表示し、在籍の資料と明確に区別できるように加工しなければならない。

(無償譲渡の冊数)

第6条 無償譲渡できる除籍資料の冊数は、次の各号に定めるものとする。

(1) 登録団体に対して一回につき無償譲渡できる除籍資料の冊数は、200冊程度とする。

(2) 個人譲渡者に対して一回につき無償譲渡できる除籍資料の冊数は、20冊程度とする。

(報告)

第7条 各図書館長は、無償譲渡を受けた団体数・人数とその冊数を記録し、その結果を中央図書館長に報告しなければならない。

(広報)

第8条 個人への無償譲渡の実施にあつたては、広く市民に周知するものとする。

(委任)

第9条 その他、この細則の実施に関して必要な事項は、中央図書館長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この細則は、平成 7 年 10 月 1 日から施行する。

この細則は、平成 13 年 7 月 23 日から施行する。

この細則は、平成 19 年 10 月 17 日から施行する。